

AS 番号移転申請書(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)

私、_____ (以下、移転先)は JPNIC 文書「AS 番号移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)」および以下に記したすべての事項(「事前確認事項」)に自ら同意した上で、移転元との合意のもと、AS 番号の移転を申請いたします。また、移転先は、移転元から事前確認 事項についての同意を取得のうえ、当該移転元の同意および本移転申請に係る移転先と移転元の合意の存在を JPNIC に保証いたします。なお、JPNIC が移転先に求めた場合には、移転先は移転元の事前確認事項への同意を証する書面および本移転申請に係る AS 番号の移転についての移転先と移転元の合意を証する書面を提出いたします。

1. 移転先は、「JPNIC における AS 番号割り当てに関するポリシー」に従い、対象 AS 番号を使用すること。
2. 移転先は、JPNIC に対する AS 番号維持料等の料金の滞納がある場合、移転申請時までに滞納している料金を支払うこと。
3. 移転元および移転先は、移転申請時点で対象 AS 番号について、いかなる紛争にも関わっていないことを保証すること。
4. 移転先は、前 3 項にもかかわらず、AS 番号移転申請提出後、移転元または移転先が移転予定日までの間に紛争に関わることになった場合は、速やかにその内容を JPNIC へ報告すること。
5. 移転日後に対象 AS 番号に関して、移転元と移転先間、移転先と第三者間、移転元と第三者間、または移転元および移転先と第三者間で、いかなる紛争が発生または発覚しても紛争当事者間で解決することとし、JPNIC は一切紛争に関与せず、かつ、それに伴う責任も一切負わないこと。なお、本移転申請に係る移転について、移転元または第三者が、JPNIC に対して、苦情の申立、異議の申立、訴訟の提起その他いかなる請求を行った場合であっても、移転先がその責任と負担で解決するものとし、これらの請求により JPNIC に損害が生じた場合には、移転先がその損害を補償すること。
6. JPNIC は、「AS 番号移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)」その他 IP アドレス技術文書群で定める手続きに従い、JPNIC からあらかじめ通知した移転予定日以後は、いかなる事情によっても、移転元、移転先および第三者からの移転の取り消しの要請には応じないこと。
7. JPNIC は、移転結果の履歴を JPNIC 文書「AS 番号移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)」で定める形式および方法に従い公開すること。
8. 移転先の移転申請は、「JPNIC における AS 番号割り当てに関するポリシー」、「AS 番号移転申請書(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)」およびその他 JPNIC 文書で定義した移転申請の基準および手続きに従うこと。移転元の移転申請は、移転元が資源管理に関する契約を締結してい

◆対象 AS 番号 : _____

◆移転対象レジストリ : _____

(移転元)

移転元
組織名 _____

移転元組織
担当者氏名 _____
連絡先 _____
電子メール
アドレス _____

(移転先)

移転先
組織名 _____

移転先組織
担当者氏名 _____
連絡先 _____
電子メール
アドレス _____

(印)